

住宅用火災警報器の 取り付け支援をしています。

平成18年から「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。設置から10年を過ぎると「電池切れ」や「正常に作動しない」ことがあります。点検を実施しましょう。

「正常に作動しない場合」は取り換えをお勧めしています。

以下のイラストをクリック（リンク：[政府広報オンライン](#)）



点検・取り換えに**お困り**の方は、**取り付け支援**を行っています。
お気軽に消防署（予防係）へ
お声掛けください。**944-0021**



春の火災予防運動
3/1～3/7

